

完成形はない内部統制

矢島 格

この連載も今回で12回めとなり1年間が経過した。連載開始当初は、内部統制報告制度の適用初年度終了が間近だったこともあり、内部統制への関心も高かったように思うが、最近では低下しているようだ。ちなみに、日経テレコン21を用いて、内部統制という用語を使った全国紙5紙の記事の件数を調べてみると、昨年2月は69件であったが今年2月は38件に減っていた。この大幅な減少は、1年間で内部統制への関心が低下したことを反映しているとも解釈できよう。

内部統制への関心が低下した背景としては、内部統制報告制度の評価作業に予想以上の時間とコストがかかったわりには、それほどの効果は得られなかったという世間一般の印象があるのではなかろうか。たしかに、内部統制報告制度の適用初年度においては、適用された企業のみならず、監査法人や規制当局にとっても、試行錯誤の手探り状態であり、対応の方向性や考えのすり合わせなどに多大な労力と時間を要したことは否定できない。にもかかわらず、各企業の内部統制の評価結果を示した内部統制報告書の開示内容については、画一的であり役に立たない内容だという投資家などからの声が少なくない。

手間をかけたわりには得るものは多くないという思いが強まると、一般的に、法律で定められた最低限のことだけをやれば良いという対応が目立ってくる懸念が高まる。そうすると、形式的な対応で済ませる誘因が強まり、内部統制報告制度そのものが形骸化していくことにもつながりかねない。そればかりか、本来のあるべき企業行動に歪みを与えるような事態も想定される。例えば、環境変化を踏まえた企業競争力強化のために実施すべきだった組織変更を、内部統制報告制度における評価作業の負担増大などを回避するため、中止したような事例もあるようだ(増田(2009)参照)。これは、財務報告の信頼性確保を通じて健全経営を目指すために導入されたはずの内部統制報告制度が、むしろ、健全経営の阻害要因になってしまうおそれがあることを示している。

このような本末転倒な事態を起こさないためにも、内部統制報告制度の本来の趣旨に則った対応が各方面で求められよう。まず、企業には、取り巻く環境変化が激しいことを十分に認識して、内部統制を絶えず見直していく必要がある。次に、監査法人には、企業側の評価結果の活用をより一層推進させるなどの効率的な取組みを促すようなスタンスを強めていく必要がある。そして、規制当局には、実効性のある取組みが継続できるような基準等の改善(例:作業の効率化に資するような基準等の改正や内部統制報告書の開示内容充実化への措置)が要求されよう。その他、メディアなどには、内部統制報告制度への適切な理解を社会全体に普及させていく努力が望まれるだろう。

いずれにしても、内部統制は強制されてやらされるものではないという認識を持つことが重要である。そして、内部統制には完成形はなく、企業が存続していく限り継続して取り組んでいかななくてはならないことを、忘れてはならない。

【参考文献】

増田政紀(2009)「誰がための内部統制報告制度」『経理情報』2009.12.10(No.1234) 8頁。
八田進二(2007)『内部統制の考え方と実務 評価・監査編』日本経済新聞出版社。